

献腎移植激減に関する緊急共同声明

改正臓器移植法によって、脳死下からの臓器提供は改正前の平成21年の7例から約7倍となり、心臓、肺、肝臓および腎臓同時移植は大幅に増加し、待機者に福音となっており、改正臓器移植法がもたらした素晴らしい大きな成果と云えます。私たち全国腎臓病協議会及び日本移植者協議会は改正臓器移植法の成立によって、献腎移植の増加に大きな期待と希望を寄せています。

しかしながら、改正臓器移植法全面施行後の献腎移植は、2012年の174例から2013年は130例となり47例、率にして約25%も激減する事態となっています。その要因は脳死下からの臓器提供が進んでいないことに加えて心停止後の腎臓提供が激減していることにあります。脳死による臓器提供が国民に周知された結果、腎臓の提供が心停止でも可能だということが認識されていないものと推測されます。

私たちは一人でも多くの待機者が献腎移植の恩恵が受けられるよう、日常的に啓発活動を推進しています。献腎移植の増加は心停止後の腎臓提供を回復させること、および脳死下からの臓器提供を増加させることにあります。

国および関係機関、関係学会は、国民に対し「脳死」への理解を深めるための施策を講じていただくとともに腎臓の提供は心停止後でも可能であることを周知していただくことを希求します。

以上のことを踏まえ、早急な対応を望むとともに臓器移植推進の短期、長期的な推進ビジョンを示して、臓器提供を推し進めて下さい。

私たちはドナーへの心からの感謝とドナーファミリーが社会に温かく迎えられる健やかに過ごされますよう、祈念するとともに善意からの臓器提供によって「日本人が日本人を救える社会」となりますよう、引き続き関係機関および関係学会および関係団体と共に最大の努力をしてまいります。

平成26年 2月12日

社団法人 全国腎臓病協議会
会長 今井 政敏



特定非営利活動法人 日本移植者協議会
理事長 山本 登

